

## 八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年 3月19日(木) 午後14時01分から午後14時39分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員(16人)

会長	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	3番	平野英明
	4番	橋本一郎
	5番	萩本一浩
	6番	中村和人
	7番	深田 智
職務代理者	9番	内田孝光
	12番	森本 健
	13番	宮山卓也
	14番	松本秀昭
	15番	木村秀子
職務代理者	16番	本田友治
	17番	松田林一
	18番	倉井正治
	19番	吉田寛実

4. 欠席委員(2人)

10番	有馬日夫
11番	門田静子

5. 出席推進委員(25人)

吉田和功  
本田あゆ子  
福島正一  
齊藤光幸  
中西千代志  
鞍本敏男  
光永信一  
林田孝介  
矢鉾次義  
山崎嘉智  
鶴山正行  
有村敏之  
高木 淳  
杉本秀雄  
福本啓治

高橋豊  
上原誠  
福間定一  
藤山利秋  
橋本正治  
上村正弘  
上村武敏  
寺本和男  
黒田浩一郎  
岩村広人

#### 6. 議事日程

- |    |        |                              |
|----|--------|------------------------------|
| 第1 | 議案第79号 | 農地法第3条（委員会）について              |
| 第2 | 議案第80号 | 農地法第5条（知事）について               |
| 第3 | 議案第81号 | 基盤強化法（農用地利用集積計画の公告）について      |
| 第4 | 議案第82号 | 農地中間管理事業法【農用地利用集積計画一括方式】について |
| 第5 | 議案第83号 | 農用地利用集積等促進計画案について            |
| 第6 | 議案第84号 | 令和6年度最適化活動の目標の設定等について        |

#### 7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本	光明
主幹兼係長	宮野	優
主幹	小山	貴晴
参事	橋本	周斉
主事	村田	茜

#### 8. 会議の概要

事務局

総会の開催に関しまして、注意事項を申し上げます。御発言につきましては、会場の正面向かって左手側設置しております演台の場所にて発言をお願いします。総会時間の短縮や、議事録作成の観点から、簡潔明瞭な御発言をお願いします。

それでは、ただいまから3月の総会を開会したいと思います。本日は、有馬委員、門田委員から欠席の連絡が入っております。

本日の出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり会長に議長をお願いし、議事の進行をいただきます。よろしく申し上げます。

議長

皆さん、こんにちは。それでは、3月の農業委員会総会を始めます。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

16番 本田友治委員、17番 松田林一委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第79号、農場第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第79号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページのとおり付議いたします。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が1件ありました。地目は、田1,402m<sup>2</sup>で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御審議方よろしく願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

推進委員

鏡地区担当の上村です。申請番号1番について説明いたします。

申請地は鏡町北新地西区大鞆樋門より北東に600メートルほど行った集落内にある譲受人の自宅及び農地に隣接した農地です。譲渡人と譲受人は親族で、申請地は譲渡人が相続する以前より譲受人が耕作していて、このたび貸借していた申請地を譲り受けるものです。何ら問題はないと考えます。御審議方よろしく願いします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんからの質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

次に、議案第80号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第80号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書2ページから4ページのとおり付議いたします。

今月の申請は、所有権移転が8件、賃貸借権が1件、合計の9件で、内容につきましては議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。

2ページの1番、2番、3番の案件は、全て農業公共投資の対象となっていない、10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断いたしました。

4番の案件と、下の3ページをお願いします。3ページの5番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みがあることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

6番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

また、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

続きまして、7番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の、生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断いたしました。

4ページをお願いします。

8番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないものであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、9番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また無断転用により土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。

この案件は、無断転用だったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が、許可は可能と判断いたしました。

それでは、御審議方よろしくお願いたします。

議 長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから

説明をお願いします。

推進委員

龍峯担当の光永です。

1番と2番は、地番が一緒で、一体となっていますので、一緒に説明します。

14日の日に森本委員と申請地の確認と申請者に会って説明を受けてきました。

申請者は、〇〇〇沿いに△△△△△や□□を行っている親子です。このほど〇〇工場の隣で申請地を購入し、それぞれ家を建てる予定です。現在、申請地のその周りは、20年以上何も作付していなく、雑種地になっています。なお、生活排水、雨水は今使用している排水路に流す予定です。万が一トラブルがあった場合は責任を持って対応するとのこと、何ら問題はないと思います。御審議よろしく申し上げます。

議 長

3番、麦島。

推進委員

植柳、麦島地区担当の矢鉾です。申請番号3番、4番、5番、続けて説明いたします。

先日、15日、吉田委員さんと現地確認をいたしました。

申請地は、〇〇〇〇〇より北西へ△△△メートル付近で、ここを植柳地区で□□□□会社を営んでいる方が、資材置き場として利用する計画です。申請地は、雑種地に囲まれていて、近隣には農作物は見当たらず、影響はないと思います。

申請番号4番、5番は同時申請で、申請人は麦島地区で、未就学児や放課後、下校後の子供たちを預かり、発達支援の事業に取り組まれている方だそうです。現在の事業所には園庭がないために、屋外での運動面での支援ができず、模索されていたとのこと。申請地は車で10分程度で利用出来、駐車場も広くとれ、子供たちのお迎え等で混雑しても安全面に配慮しながら運営できると考えていますとのこと。ここに自身の個人住宅と園庭を建築する計画です。東側と北側に農地がありますが、子供たちが立ち入ったり、ボールなどの遊具の飛び込みがないよう、フェンスなどで配慮するとのこと。問題はないと思います。御審議よろしく申し上げます。

議 長

6番、高田。

推進委員

申請番号6番、高田の山崎です。よろしく申し上げます。

つきまして3月14日、金剛の内田委員さんとともに現地確認をしております。

場所としまして、〇〇〇〇〇西門から約△△メートルか□□メートル行った左側の住宅街にある家でございますが、無断転用での申請が出ておりますので、御審議



(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることといたします。よって、申請を許可いたします。

議案第81号農業地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第81号農業経営基盤強化促進法等の一部と改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による、農用地集積計画を、議案書5ページから29ページのとおり付議いたします。

今月は、貸借権設定が34件、面積は23万6,655m<sup>2</sup>、所有権移転が7件、面積は2万6,679m<sup>2</sup>です。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、各要件を満たしていると考えます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として、売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月4月の、熊本県農業公社との農地の所有権移転は、4月11日木曜日に実施いたします。

関係する地区は、郡築五番町、西片町、水島町、千丁町古閑出、鏡町北新地です。地区の担当委員さんにおかれましては、御出席いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明がありました。皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農業地利用集積計画でございますので、提案どおり決定することといたします。

議案第82号農用地利用集積計画の一括方式について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第82号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、議案書30

ページから33ページのとおり付議いたします。

今月の農用地利用集積計画は、貸借権設定が5件で、面積は1万8,454m<sup>2</sup>、使用貸借権設定が1件で、面積は3万1,352m<sup>2</sup>、合計の面積は4万9,806m<sup>2</sup>。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、各要件を満たしていると判断されます。

議案第82号の説明につきましては、以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農業地利用集積計画でございますので、原案のとおり決定することといたします。

議案第83号農用地利用集積等促進計画案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第83号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成した農用地利用集積等促進計画案について、議案書34ページから36ページのとおり付議いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会に意見を聞くというものです。

今回の案件は、更新が5件です。

受け人、農地につきましては、議案書記載のとおりです。

なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定されている農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事を満たしていると判断されます。

議案第83号の説明につきましては、以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農業地利用集積等促進計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

それでは次に、議案第84号令和6年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願いします。

それでは、議案第84号令和6年度最適化活動の目標の設定等について、本日記付の議案書に基づき、内容を説明いたします。お手元の左上ホッチキス止め、議案第84号と書かれた3枚物を御覧ください。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積・集約化、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。

令和4年2月2日付農林水産省経営局長通知、農業委員会による最適化活動の推進等についてにより、最適化活動の目標の設定や推進委員と農業委員との役割分担等についての考え方を示され、令和4年度から、農業委員会は毎年度、最適化活動の目標を設定し、都道府県農業委員会ネットワーク機構、本県におきましては一般法人熊本県農業会議、の確認を受けた上で公表し、都道府県知事に報告することとなっております。

昨年3月22日開催の総会におきまして、令和5年度最適化活動の目標の設定等について審議し、承認された後、項目ごとの目標の達成に向けて最適化活動を行っておりますが、本日は、八代市農業委員会の翌年度の令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について、委員の皆様方にお諮りするものです。

それでは、1ページを御覧ください。

まず、区分1、農業委員会の状況（令和6年4月1日現在）の中段、2、農家・農地等の概要の各項目の数値は、直近の2020年農林業センサスや耕地及び作物面積統計、また本市が保有または県に報告している数値などを用いて記入しております。

2ページをお願いします。

次に、区分2、最適化活動の目標の1、最適化活動の成果目標、（1）農地の集積、①現状及び課題欄の、これまでの集積面積Bの数値は、本市が県に報告している令和5年3月末時点の認定農業者や認定地域就農者などへの集積面積を記入しており、集積率は73%となります。この集積面積につきましては、直近令和6年3月末時点の数値が現在、市農政担当部局で集計中であるため、昨年度末の数値を用いております。

続いて、1つ下の②目標欄の、農地の集積の目標年度及び集積率の設定については、熊本県が定めている農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針並びに昨年3月に見直しを行った本市農業委員会の、農地等の利用の最適化の推進に関する指針で設定している農地の利用集積に関する目標を、昨年度と同様に本年度の目標と

し、また、今年度末の集積率目標74.2%は、令和6年度から目標年度の令和11年度までの6年間で目標集積率80%とするためには、現在の集積率73%から7%上昇させる必要があり、平均した上昇率を確保していくということが、目標達成に向けて無理がない取組であると考えまして、前年度1.2%ずつ集積率を向上させていく計算としたため、現在の集積率73%に1.2%を加えた、6年度末の目標集積率を74.2%に設定しているところでございます。

次の項目、(2)遊休農地の解消、①現状及び課題の現状欄の、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況の数値は、昨年9月から10月にかけて、委員の皆さんが調査されました利用状況調査を基に集計した面積を指定しております。

続いて、②目標欄の、ア既存遊休農地の解消、a緑区分の遊休農地の解消の下段、緑区分の遊休農地の解消目標面積の数値につきましては、令和3年度の利用状況調査により判明した緑区分の遊休農地を令和4年度から8年度までの5年間で解消することとし、毎年度、当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させるということを目標として設定することとされていることから、14ヘクタールの5分の1の2.8ヘクタールとしております。

続いて、最下段のイ新規発生遊休農地の解消の目標設定については、前年度の利用状況調査により新たに発明した緑区分の遊休農地を、当該活動年度にその全てを解消することを目標として設定するとされていることから、令和5年度の利用状況調査において新たに判明した緑区分の遊休農地2.5ヘクタールを解消目標面積として設定しております。

3ページをお願いします。

次の項目(3)新規参入の促進。①現状及び課題欄の令和3年度・令和4年度・令和5年度新規参入者の数値は、本市が保有し、県などに報告している数値を記載しております。続いて1つ下の②目標欄の上段、権利移動面積は、毎年度農業委員会事務局に集計し、県に報告している農業委員会実態調査表の数値から、農地法第3条第1項の規定による許可及び農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された農用地利用集積計画による権利の設定または移転が行われた面積を記入しております。また、下段の目標面積につきましては、過去3か年度の権利移動面積の平均381ヘクタールの1割の38.1ヘクタールを設定しております。

次に移ります。

続いては、2、最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標の1人当たりの活動日数は、令和5年度最適化活動の目標の設定と同じく、月当たりの平均活動日数を6日以上と設定し、最適化活動を行う委員は、中立委員を除く全ての委員としております。ちなみに、令和5年度1人当たりの月平均活動日数は4.8日となっております。

次の項目、(2)活動強化月間の設定目標については、農業委員会は毎年度、利

用状況調査とは別に、活動強化月間として三月以上、年間3回以上を設定することを目標とするとガイドラインで示されていることから、活動強化月間の設定回数を3回とし、強化月間の具体的な取組時期・内容としましては、令和5年4月1日以降の農業経営基盤強化促進法の一部改正に基づき、2年以内での作成が求められている地域計画策定に係る目標地図の素案の作成を農業委員会が行うこととなっているため、7月及び2月に農地の出し手・受け手の情報収集や意向把握、担い手への農地起用の集積、目標地図の素案作成などに取り組む農地情報収集・農地利用集積月間を、令和6年11月に農地パトロールによる遊休農地の発見・解消活動などに取り組む遊休農地解消活動月間を設定しております。この活動強化月間での取組項目は、最適化活動を位置づける担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の解消、新規参入の促進に該当する取組である必要があり、農地情報収集・農地利用集積月間と遊休農地解消活動月間の2項目を設定した次第です。この活動強化結果は、最適化活動を行う全ての委員が一斉に同じ活動に取り組むこととなります。

次の項目、(3)新規参入相談会への参加目標については、都道府県や市町村等が実施する新規参入相談会に、農業委員・推進委員が1名以上参加することを目標として設定することとなっているため、令和6年度は、八代農業高校と連携し、八代市担い手育成総合支援協議会が主催する八代農業塾へ、1回以上参加することを目標として設定しております。ちなみに、令和5年度も八代農業塾が開催されており、本田農業委員が参加されております。

以上で、令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)についての説明を終わりますが、来年度はこの最適化活動の目標に基づいて1年間、活動を行っていくこととなります。現在、各委員の毎月の活動内容を活動記録簿に記入し、事務局まで提出していただいておりますが、引き続き、各委員の日々の活動は、必ず活動記録簿に記入していただき、提出期限内に事務局まで御提出いただきますよう、よろしくお願いたします。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。

御審議方、よろしくお願いたします。

議 長

以上の件につきまして、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんから、何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、改めまして、異議がなければ農地利用最適化推進委員を含め、挙手をお願いいたします。

議 長

(全員挙手)

挙手全員ですので認めることといたします。

本日予定の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第5条の許可不要転用届、農地法第18条第6号の規定による合意解約の届け出がありましたので、報告します。

これもちまして、八代市農業委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和6年3月19日

八代市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_